

J A M 政策NEWS

2015年7月9日 第2015-028号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働者派遣法改正法案

参議院で審議開始

労働者派遣法改正法案は、参議院で審議が始まりました。

7月8日、参議院本会議が開催され、津田議員が代表質問に立ち、法案の問題点を追及しました。質問の後「**わが国の雇用現場を崩壊させる本法案の成立を断固阻止する**」と力強く締めくくりました。

＜主な質疑＞

【津田議員】本法案が二度にわたって廃案となった理由とその責任の所在はどこにあるのか。

【安倍総理】昨年の通常国会で提出した法案は、条文の一部に誤りがあったため審議未了で廃案となった。次の臨時国会で提出したが、衆議院の解散で廃案となった。

【津田議員】今回の法改正に関し、政府として何人の派遣労働者からヒアリングを行い、そのうち何割の賛成を得ているのか。

【安倍総理】法案要綱は労働政策審議会でおおむね妥当との答申をいただいた。また、改正法案の考え方について、計4人の方に厚労大臣よりヒアリングを行い、2人の方から賛同するコメントがあったと聞いている。

【津田議員】各省庁で現在働いている派遣労働者は何人か、またこれまで各省庁で働いていた派遣労働者の中で、正規の職員に転換できたに人数は何人か。

【安倍総理】平成26年4月1日現在、国の行政機関で受け入れている派遣労働者は261名。このうち昨日までの間に同一省庁で正規職員として採用された方はいない。

【津田議員】本法案の最大の問題点である「業務単位の期間制限」が廃止されると、社長以外の全員が

派遣社員という企業が生まれかねないが、そうした企業があり得ないとするならば、その根拠条文は何か。

【安倍総理】法第24条に設けている。派遣先の事業所で上限3年を延長する場合、過半数労働組合からの意見聴取を義務付け、意見聴取の実効性確保のため、反対意見があった場合は労使間で実質的な話し合いができる仕組みを作ることとしている。今回の改正は、社長以外に全員が派遣社員という企業を生じさせるようなものではない。

【津田議員】本法案は均等待遇原則の欠如がもう一つの大きな問題点。総理は「均等待遇の原則は職務給であり、職能給が採用されている日本では困難」と答弁しているが、わが国と労働市場の構造が近いといわれながらも均等待遇原則を採用している韓国は職務給が徹底しているのか。

【安倍総理】韓国の制度の運用状況や職務給の普及状況等には不明な点が多いため、韓国も含めた諸外国の均等待遇の在り方について調査研究に取り組む。

【津田議員】雇用安定措置に対し、一人でも派遣労働者の雇用の継続を測れなかったら義務違反として許可の取り消しができるのか。

【塩崎厚労大臣】義務違反を把握した場合は、許可の取り消しも含めて厳しく対処していく。

【津田議員】派遣労働者をないがしろにして事業の拡大に傾注し派遣労働者を増やし続ける派遣会社に対し、許可の取り消しができるのか。

【塩崎厚労大臣】派遣労働者をないがしろにする派遣元事業主には、許可の取り消しも含めた厳正な指導を行い、派遣労働者の保護を図っていく。